

★南城市では地方税法に基づき特別徴収とさせていただきます。ご理解と御協力を!!★

〔納税義務者が前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ当該年度の初日において給与の支払いを受けている者である場合においては、特別徴収の方法となります。(地方税法第321条の3抜粋)〕

- ※令和6年度の給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出期限は、令和6年1月31日(水曜日)です。
- ※令和5年度に特別徴収義務者である事業所へ給与支払報告書(総括表)を送付していますので、令和6年度分で南城市への報告人員がない場合は、提出の必要はありません。

★総括表様式下部の【注意点】を必ず確認してください!!★
★本人及び扶養親族の個人番号(マイナンバー)の記載を!!★

個人番号(マイナンバー)の確認方法

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバー記載の住民票

※特別徴収に関する各種様式については

南城市役所 税務課

〒901-1495
沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
TEL 098-917-5328 FAX 098-917-5429

南城市 特別徴収 検索

【異動届に関する注意】

特別徴収として給与支払報告書を提出した後、従業員に退職などの異動が発生した際は、特別徴収から普通徴収へ切り替えるため、必ず異動届を提出してください。

なお、1月1日から4月30日の間に退職した場合は、一括徴収することが法律で義務付けられています。

※給与支払報告書にかかる異動届
提出期限 令和6年4月10日(水)

【提出するもの】 提出期限 令和6年1月31日(水)

- [1] 総括表…1枚
- [2] 給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)
…従業員1名につき1枚
- [3] 普通徴収切替理由書兼仕切書…1枚
- [4] 給与支払報告書(個人別明細書:普通徴収分)
…従業員1名につき1枚

(注) [1] から [4] の順に重ねて提出してください。
[3] は [4] が無ければ提出不要です。

給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)等の作成のしかたについては、国税庁ホームページをご覧ください。

令和3年1月提出分より、前々年に税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上であった場合、市町村に提出する「給与支払報告書」は、eLTAXか光ディスク等による提出が義務化されました。

郵送する場合は、必要に応じて下の宛名を切り取り、ご利用ください。

〒901-1495
沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
南城市役所 税務課 宛
【給報在中】

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)

追加訂正										提出期限:令和6年1月31日	
南城市長 殿										⑦特別徴収義務者指定番号	
令和 年 月 日 提出										⑧事業の種目	
①給与支払者の個人番号又は法人番号										⑨受給者総人員	
②フリガナ 給与支払者の氏名または名称										特別徴収 人	
③特別徴収義務者所在地 〒 -										⑩報告人員	
④代表者の職名、氏名										普通徴収(退職者) 人	
⑤連絡者の係、氏名、電話番号 〒 -										普通徴収(退職者を除く) 人	
TEL										合計 人	
⑥会計事務所等の氏名、電話番号										⑪所轄税務署	
TEL										税務署	

※⑨の「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与等の支払いを受けている総受給者数(他市区町村含む)を記載してください。
⑩の「報告人員」欄には、南城市に「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する総人数(南城市在住者)を記載してください。

【注意点】記入・提出の前に必ずお読みになってください。

- ◎提出の対象者は令和6年1月1日時点、南城市に住所のある方です。
- ◎南城市においては、給与支払報告書は1名につき1枚のみ提出してください。(副本不要)
- ◎⑩報告人員と実際に提出する給与支払報告書の枚数に相違が無いか確認してください。
- ◎名称・所在地に変更がある場合は、朱書きで見え消しをし、その下に記入してください。

普通徴収切替理由書 兼 仕切書

南城市長 宛 令和 年 月 日 提出

特別徴収義務者名	
特別徴収義務者指定番号	

略号	普通徴収とする理由(下記a~f以外の理由は切替不可)	人数
a	常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者(給与の支払が不定期な場合を含む)	人
c	退職者又は休職者(5月31日までに予定している者を含む)	人
d	給与額が少なく税額が引けない者	人
e	他の事業所で特別徴収される者(乙欄適用者)	人
f	事業専従者(青色申告者の専従者は源泉徴収の義務があるため除く)	人
合計		人

※普通徴収に該当する方がいる場合は、給与支払報告書(個人明細書)の適用欄に上記略号(a~f)を必ず記入してください。
※普通徴収とする方がいる場合は、この切替理由書を総括表と共に提出してください。
※摘要欄に略号がない場合や、この切替理由書がない場合は特別徴収になります。

※切り離して提出してください。

きりとり

きりとり

(南城市提出用)